

大月市

農業委員会だより

No. 16

初狩地区農地の利用状況を調査する農業委員と協力員



発刊によせて

大月市農業委員会

会長 小俣 たいいち
おまた 武一

市民の皆さま方には、日頃、農業委員会活動につきまして深いご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

平成23年7月に大月市農業委員の改選後新たに第21期農業委員会がスタートし、本年7月で3年の任期の年を迎えております。

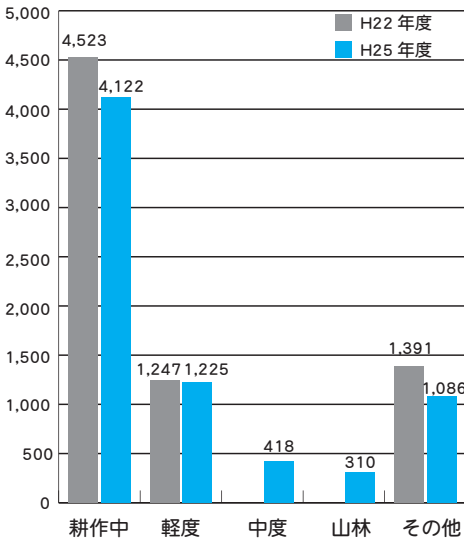
この間、農地法の改正による農地利用状況調査（第30条）の義務付けにより、農業委員全員で調査してまいりましたが、農業の担い手不足や高齢化により遊休農地が増加しております。

また、政府が参加を申し出ている環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の継続審議中ではありますが、農業は一段と厳しくなると予想されています。

国が推進している農地利用集積円滑化事業を取り込み、農業委員会といたしましては農作物の地産地消の拡大や担い手への農地集積を促進するための制度の周知や啓発を積極的に行っており、希望を持てる本市農業の発展のためにも農業委員一同協力して参りたいと思っております。今後ともよろしく願っています。

賑岡・大月・初狩・笹子地区農地の利用状況調査を実施

賑岡・大月・初狩・笹子地区
農地利用状況調査（単位：筆）



この調査は、農地法第30条で定められており毎年1回その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないという規定に基づいて実施されるものです。耕作放棄地の把握を図り、農業上の利用増進を図るため必要な指導をするために行われています。

平成22年度に調査した農地で耕作中、軽度、その他の区分を対象に平成25年度は10月から11月にかけて賑岡・大月・初狩・笹子地区の農地利用状況調査を実施しました。同地区担当の農業委員が、農政協力委員の協力を得て、農地の耕作状況のレベル判定を調査しました。

その結果、平成22年度調査時には耕作中であつた農地が4,523筆ありましたが、今回の調査では4,122筆に減っていることがわかりました。また耕作放棄軽度であつた農地が耕作放棄中度などに移行している状況を確認しました。

農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や、経営規模縮小などが主な要因と考えられます。大月市の人口も減少傾向にあることから更なる耕作放棄地の増加を強く懸念し、早急な対策を打つことが必要となつていきます。

耕作放棄地の対策について

農地の流動化促進を図り休耕中の農地を利用してもらうために、大月市が事業主体の**農地利用集積円滑化団体**を設立しました。これは農地地権者が団体へ委任し、団体が農地利用希望者（農業者）と貸借契約を行う事業です。

【地権者側のメリット】

利用権設定にて農業者へ貸し出すため、設定期間が終了すれば自動的に返還されます。離作補償料は、必要ありません。

【利用者側のメリット】

複数の地権者と交渉をせずに農地を借りることができます。

この事業に農業委員会の利用状況調査を反映させ、より効率的な農地利用を進め、また市外の方がお持ちの休耕農地の流動化にも活用でき、耕作放棄地対策として大きく期待しているところです。

問合 市産業観光課 農林業担当 ☎(20)1833

担い手対策について

高齢化対策として新たな担い手を応援する制度を導入しています。45歳未満の独立自営就農者への所得安定対策として、国の補助を導入して青年就農給付金補助を実施しており、昨年度は1名の方が該当し就農をされています。この経営開始型補助は最高5年間の給付が受けられる制度です。

また準備型として農業経営者育成教育機関や先進農家研修を受ける場合に、山梨県から給付を受ける制度もあります。

山梨県や大月市と協力体制をとり、農業委員会としても耕作放棄地の解消を図ることが必要です。耕作放棄地を解消することは、害虫、鳥獣害、不法投棄、防犯、火災等を防止することにもなります。

地権者の方におかれましては、下草刈りなどを行うようご協力をお願いします。

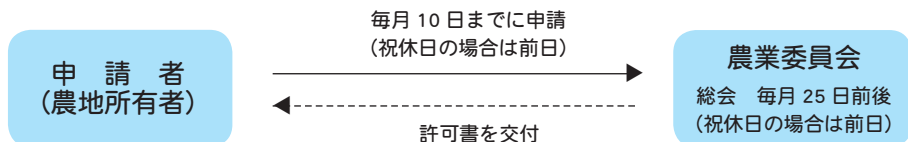
農地の権利異動や転用を行う場合は、

農業委員会・県知事の許可が必要です

転用許可を受けずに、勝手に転用することは法律で禁止されています

農地法第3条

農地などについて、権利の設定、または所有権の移転をするため許可を受けようとする場合には、農地法第3条の許可申請書を農業委員会へ提出する。



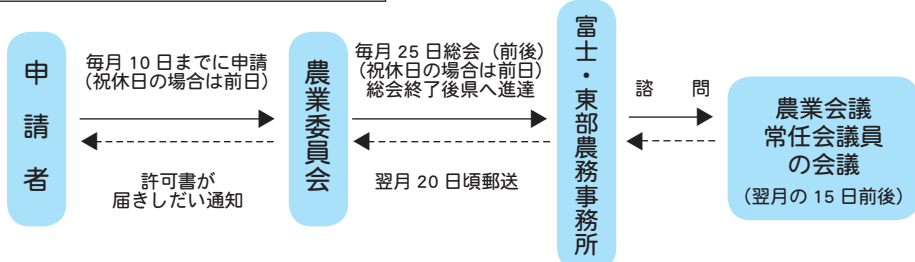
農地法第4条（県知事許可）

自己所有の農地を農地以外の用途（駐車場・資材置場・植林など）に転用する場合

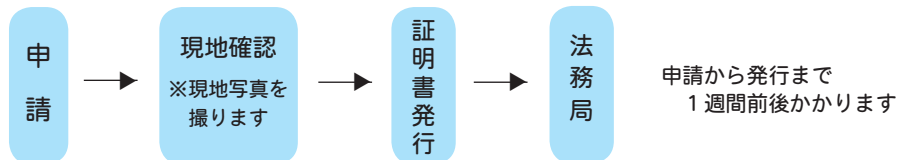
農地法第5条（県知事許可）

農地などについて、その転用（駐車場・資材置場・植林など）のために所有権を移転し、または地上権、永小作権、使用賃借による権利を設定し、もしくは移転する場合

※4・5条関係の申請から許可書交付



転用確認証明



～登記地目の確認を～

現在農地法の許可後、転用はしたものの登記地目が農地になったままの方がたくさんおられます。課税上は宅地などになっていると思いますが、法務局に地目の確認を再度してみてください。もしも、農地になっている場合には、農業委員会事務局に転用確認証明申請書の提出をお願いします。

また、許可書の紛失により、再度許可の取り直しにならないためにも早い時期に出しましょう。わからない点などがありましたら、農業委員会事務局までお問合せください。

あなたの地域を担当する農業委員です

氏 名	担 当 地 区
いまいずみ しげる 今泉 茂	笹子町全域
みやざき じつや 宮咲 寛也	下初狩（藤沢除く）・側子
こばやし りょうじ 小林 良次	藤沢・神戸・立川原・丸田
こみや ふみお 小宮 文男	沢井・大月・御太刀・駒橋
ひらい よしたか 平井 美孝	花咲全域（富士見台含む）
やこう まさなり ○矢光 政成	下真木全域（沢中除く）
わたなべ よしのり 渡邊 克典	上真木全域・恵能野・間明野・桑西・沢中
おまた みつひろ 小侯 光弘	浅利・強瀬・岩殿・西奥山
よねやま よしかず 米山 義一	畑倉全域・日影・東奥山
ふるた まさよし 古田 政義	下和田
しむら よしみつ 志村 喜光	葛野・大島
にしむら つねお 西村 恒男	奈良子・林・田無瀬
おまた たけいち ◎小侯 武一	瀬戸全域・駒宮・浅川
わだ ひろし 和田 紘	殿上・猿橋・伊良原・四季の丘
ちけん えいいち 知見 永一	小倉・田中・幡野・小沢・朝日小沢
いししい ひでひろ 石井 秀廣	小篠・津成・太田・小田・久保
くしま よしもと 久嶋 良元	山谷・中野・坂尻・大久保・袴着・宮谷
おまた あきお 小侯 昭男	堀の内・下烏沢・上烏沢・寺向・駅南・小向
ささき たけお 佐々木 威夫	梁川町全域

※相続などにより農地の権利を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。
詳しいことは、大月市農業委員会にご相談ください。
※農地に関わる悩みなどがありましたら、担当地区の農業委員までお気軽にご相談ください。

【凡例】

◎会長

○会長職務代理

平成25年度 山梨県農政推進農業委員大会

昨年11月19日（火）、「かいてらす・山梨県地場産業センター」において平成25年度山梨県農政推進農業委員大会が開催されました。県内の各市町村から農業委員、関係者が集まり、本市でも9名の農業委員が参加しました。

また、大会終了後、農山村地域経済研究所所長の楠本雅弘氏による「人・農地プラン！魅力ある農業・地域活性化を目指して」をテーマに有益な講演が行われました。

平成25年度 地区別農業委員等研修会

昨年11月6日（水）、都留市の「うぐいすホール・小ホール」において富士・東部地区農業委員会等研修会が行われました。

「日本経済を読む！T・P・とアベノミクス」について日本戦略研究所主宰の林文隆氏の講演「農地制度等をめぐる情勢について」全国農業会議所農政・企画部の稲垣照哉氏の講演がありました。

昨今の農業情勢の厳しい状況から参加した各農業委員も気持ちを引き締めた様子でした。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

法律の一部改正によりわな猟免許が取得しやすくなりました。また囲いわなは、農業者・林業者が被害を防止する場合は、狩猟免許がなくても一定の条件のもとで使用できる場合があります。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

問合せ 富士・東部林務環境事務所
森づくり推進課
☎(45)7812

有害鳥獣駆除用の箱わなを利用希望の方は、市農林業担当（☎(20)1833）、または農業委員会までご連絡ください。

●発行 大月市農業委員会
●編集 大月市農業委員会大より編集委員会

大月町花咲1608-19

☎(20)1836